

○厚生労働省告示第四十九号
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第二百三号)の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。
平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準		第一 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	第一 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	第一 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	
一 (略)	一 (略)	一 (略)		二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	
二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準	二 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する基準		三 (略)	三 (略)	三 (略)	
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。		四 精神科訪問看護基本療養費(I)、(II)及び(IV)の基準	四 精神科訪問看護基本療養費(I)、(II)及び(IV)の基準	四 精神科訪問看護基本療養費(I)、(II)及び(IV)の基準	
五 精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準	五 精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準	五 精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準		六 訪問看護管理療養費の基準	六 訪問看護管理療養費の基準	六 訪問看護管理療養費の基準	
(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準	(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準	(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準		イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	
次のいずれにも該当するものであること。	次のいずれにも該当するものであること。	次のいずれにも該当するものであること。		ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。	ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。	ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。	
二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行なうことができること。	二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行なうことができる体制が整備されていること。	二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行なうことができる体制が整備されていること。					

(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準

次のいずれにも該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

二 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

(3) 機能強化型訪問看護管理療養費3の基準

イ 常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が四以上であること。

ロ 二十四時間対応体制加算を届け出ていること。

ハ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者若しくは精神科の重症患者に対する指定訪問看護又は他の訪問看護ステーションと共同して行う指定訪問看護について相当な実績を有すること。

二 退院時の共同指導及び主治医の指示に係る保険医療機関との連携について相当な実績を有すること。

ホ 地域の保険医療機関の看護職員による勤務について実績があること。

ヘ 地域の保険医療機関訪問看護ステーション又は住民等に対する研修や相談への対応について相当な実績を有すること。

(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準

次のいずれにも該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

二 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

(新設) ができる体制が整備されていること。

(4) 訪問看護管理療養費の注2に規定する二十四時間対応体制加算の基準 (略)

(削る)

(略)

(5) 訪問看護管理療養費の注3に規定する特別管理加算の基準 (略)

(6) 訪問看護管理療養費の注10に規定する精神科重症患者支援管理連携加算の基準

(略)

(略)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一 (略)

二 訪問看護基本療養費の注3に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

三 訪問看護基本療養費の注10及び精神科訪問看護基本療養費の注7に規定する長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算

(略)

二 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

一 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

三 長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

(略)

二 訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

一 訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一 (略)

二 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

三 長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

(略)

二 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

一 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

二 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

一 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

(略)

一 訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

第三 二十 四時間連絡体制加算の基準 (略)

(4) 二十四時間連絡体制加算の基準
利用者は又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。
特別管理加算の基準

(4) 二十四時間対応体制加算の基準 (略)

(4) 二十四時間対応体制加算の基準
利用者は又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。
特別管理加算の基準

(3) 二十四時間対応体制加算の基準 (略)

症児

八 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(2) 厚生労働大臣が定める者

イ 十五歳未満の超重症児又は準超重症児

ロ 十五歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

四 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者並びに訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合

(1) 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者

一人の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

ロ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

ホ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）

四|
複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1)| 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2)| 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3)| 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(4)| 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

(5)| その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)のいずれかに準すると認められる者（看護補助者の場合に限る。）

(2) 訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合に限る。) 二に規定する厚生労働大臣が定める場補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。)

ハ その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者(看護職員が看護

合 一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するものに対し、指定訪問看護を行つた場合

イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

ロ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

五・六 (略)

八 訪問看護管理療養費の注11に規定する厚生労働大臣が定める者

九 訪問看護管理療養費の注7に規定する退院支援指導加算に係る厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者

八| 訪問看護管理療養費の注7に規定する退院支援指導加算の届出を行つて、二十時間対応体制加算の届出を行つて、二十時間対応体制加算の利用者で、いる訪問看護ステーションの利用者であつて、口腔内喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻栄養を必要とする者

九| 訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる者

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3) 精神障害を有する者又はその家族等

新設

		十 訪問看護情報提供療養費の注2に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用	
		(1) 者 十五歳未満の超重症児又は準超重症児 十五歳未満の超重症児又は準超重症児	
		(2) 十五歳未満の児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾患等の者 十五歳未満の児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾患等の者	
		(3) 十五歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者 十五歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者	
		第三 訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域	
		(略)	
第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合		第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合	
		一 要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合	
		(1) (略)	
		(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する指定訪問看護を行う場合	
		(3) (略)	
二 訪問看護基本療養費の注14(ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11)ただし書に規定する所定額を算定できる場合		二 訪問看護基本療養費の注14(ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注13)ただし書に規定する所定額を算定できる場合	
		(1) (2) (略)	
		(3) 病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している者(次のいずれかに該当する者に限る。)	
		イ (略)	
ハ 口 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者		ハ 口 特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者	
		(略)	
		(新設)	